

# 公 報

## 目 次

○漁業免許	1
○漁業免許	1
○漁業免許	1
○漁業免許	1
○漁業免許	1
○特殊無線通信士資格検定試験	2
○家畜傳染病豫防注射の實施	3
○第四回復興費くじの發賣	3
内 政 局 告 示	4
布 令	4
○立法院議會解散中における事務の處理	4

○告示第七號  
漁業法第十一條によつて左記のとおり漁業の免許をしたから、全法施行規則第四條の規定によつて告示する。  
一九五四年一月一九日

行政主席 比嘉秀平

一 免許番號 區畫第八號  
二 免許年月日 一九五四年一月二二日  
三 漁業權者または代表者の氏名若しくは名稱および住所  
八重山群島石垣市宇川平川二一九番地  
球陽真珠海綿養殖株式会社  
四 漁場の位置  
八重山群島石垣市宇川平川平灣  
五 漁業の種類及び名稱  
第一種區畫漁業真珠養殖業  
六 漁獲物の種類  
真 珠  
七 漁業の時期  
一月一日から十二月三十一日まで  
八 存續期間  
一九五四年一月二二日から一九五九年一月二二日までの五ヶ年間  
九 免許の條件または制限を付したときは、その事項

○告示第八號  
漁業法第十一條によつて左記のとおり漁業の免許をしたから、全法施行規則第四條の規定によつて告示する。  
一九五四年一月一九日

一 免許番號 區畫第九號  
二 免許年月日 一九五四年一月二二日

三 漁業權者または代表者の氏名若しくは名稱および住所  
八重山群島竹富町宇鳩間  
鳩間漁業協同組合  
四 漁場の位置  
八重山群島竹富町西表伊武田地  
五 漁業の種類及び名稱  
第一種區畫漁業片面きりん菜、海人草養殖業  
六 漁獲物の種類  
片面きりん菜、海人草  
七 漁業の時期  
一月一日から十二月三十一日まで  
八 存續期間  
一九五四年一月二二日から一九五九年一月二二日までの五ヶ年間  
九 免許の條件または制限を付したときは、その事項  
漁業調整規則第二十六條に違反してはならない。

○告示第九號  
漁業法第十一條によつて左記のとおり漁業の免許をしたから、全法施行規則第四條の規定によつて告示する。  
一九五四年一月一九日

一 免許番號 區畫第十號  
二 免許年月日 一九五四年一月二二日

三 漁業權者または代表者の氏名若しくは名稱および住所  
八重山群島竹富町宇波照間六二番地  
波照間漁業協同組合  
四 漁場の位置  
八重山群島竹富町宇波照間地先  
五 漁業の種類及び名稱  
第一種區畫漁業片面きりん菜、海人草養殖業  
六 漁獲物の種類  
片面きりん菜、海人草  
七 漁業の時期  
一月一日から十二月三十一日まで  
八 存續期間  
一九五四年一月二二日から一九五九年一月二二日までの五ヶ年間  
九 免許の條件または制限を付したときは、その事項  
漁業調整規則第二十六條に違反してはならない。

行政主席 比嘉秀平

<p>一 免許審査 區畫第拾貳號 二 免許年月日 一九五四年一月一二</p> <p>○告示第十一號 漁業法第十一條によつて左記のとおり漁業の免許をしたから、全法施行規則第四條の規定によつて告示する。 一九五四年一月一九日 行政主席 比嘉秀平</p>	<p>三 漁業者または代表者の氏名若しくは名稱および住所 八重山群島竹富町字黒島四三五番地 黒島漁業協同組合</p> <p>四 漁場の位置 八重山群島竹富町字黒島保里部落地先</p> <p>五 漁業の種類及び名稱 第一種區畫漁業海人草養殖業</p> <p>六 漁獲物の種類 海人草</p> <p>七 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>八 存続期間 一九五四年一月二日から一九五九年一月一日までの五ヶ年</p> <p>九 免許の条件または制限を付したときは、その事項 漁業調整規則第二十六條に違反してはならない。</p>	<p>三 漁業者または代表者の氏名若しくは名稱および住所 八重山群島竹富町字黒島四三五番地 黒島漁業協同組合</p> <p>四 漁場の位置 八重山群島竹富町字黒島伊古部落地先</p> <p>五 漁業の種類及び名稱 第三種區畫漁業貝類養殖業</p> <p>六 漁獲物の種類 高瀬貝、廣瀬貝、玉貝</p> <p>七 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>八 存続期間 一九五四年一月二日から一九五九年一月一日までの五ヶ年</p> <p>九 免許の条件または制限を付したときは、その事項 漁業調整規則第二十五條に違反してはならない。</p>	<p>三 漁業者または代表者の氏名若しくは名稱および住所 八重山群島竹富町字黒島四三五番地 黒島漁業協同組合</p> <p>四 漁場の位置 八重山群島竹富町字黒島伊古部落地先</p> <p>五 漁業の種類及び名稱 第三種區畫漁業貝類養殖業</p> <p>六 漁獲物の種類 高瀬貝、廣瀬貝、玉貝</p> <p>七 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>八 存続期間 一九五四年一月二日から一九五九年一月一日までの五ヶ年</p> <p>九 免許の条件または制限を付したときは、その事項 漁業調整規則第二十五條に違反してはならない。</p>
<p>一 免許審査 區畫第拾貳號 二 免許年月日 一九五四年一月一二</p> <p>○告示第十二號 特殊無線通信士資格檢定試験を次のとおり定める。 一九五四年一月一九日 行政主席 比嘉 秀平</p> <p>特殊無線通信士資格檢定規程 第一條 特殊無線通信士資格檢定試験は、特殊無線通信士とならうとする</p>	<p>一 和文音響器 (フザーを含む。)</p> <p>二 和文音響器 (フザーを含む。)</p> <p>三 電信法規</p> <p>四 通信工學</p> <p>第八條 試験問題は、檢定試験委員が作成する。</p> <p>第九條 通信術の試験速度審査基準及び合格基準は、次のとおりとする。 一 速度は送受信とも一分間七十五字の速度で五分間とする。 二 審査基準</p>	<p>一 和文音響器 (フザーを含む。)</p> <p>二 和文音響器 (フザーを含む。)</p> <p>三 電信法規</p> <p>四 通信工學</p> <p>第八條 試験問題は、檢定試験委員が作成する。</p> <p>第九條 通信術の試験速度審査基準及び合格基準は、次のとおりとする。 一 速度は送受信とも一分間七十五字の速度で五分間とする。 二 審査基準</p>	<p>一 和文音響器 (フザーを含む。)</p> <p>二 和文音響器 (フザーを含む。)</p> <p>三 電信法規</p> <p>四 通信工學</p> <p>第八條 試験問題は、檢定試験委員が作成する。</p> <p>第九條 通信術の試験速度審査基準及び合格基準は、次のとおりとする。 一 速度は送受信とも一分間七十五字の速度で五分間とする。 二 審査基準</p>
<p>者が、必要な知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的とする。</p> <p>第二條 この規程において特殊無線通信士とは、陸上に開設した無線局の國內通信のための通信操作をなす者をいう。</p> <p>第三條 特殊無線通信士の資格檢定試験は、行政主席が命じた三名以上の檢定試験委員がこれを行う。</p> <p>第四條 試験施行期日その他檢定の實施に關して必要な事項は告示する。</p> <p>第五條 檢定を受けようとする者は、願書 (附録第一號様式) 及び自筆の履歴書を工務交通局長に提出しなればならない。</p> <p>第六條 檢定試験委員は、受験者名簿 (様式適宜) を工務交通局長に提出しなればならない。</p> <p>第七條 檢定試験は、左の科目について行う。</p> <p>一 和文音響器 (フザーを含む。)</p> <p>二 和文音響器 (フザーを含む。)</p> <p>三 電信法規</p> <p>四 通信工學</p> <p>第八條 試験問題は、檢定試験委員が作成する。</p> <p>第九條 通信術の試験速度審査基準及び合格基準は、次のとおりとする。 一 速度は送受信とも一分間七十五字の速度で五分間とする。 二 審査基準</p> <p>イ 字數の計算 A 字數の計算は、送出する符號の一個を一字とする。 B 各通の間隔は、送信の場合には三字、受信の場合には五字と計算し、第二通目以下の冒頭において字數に算入する。 C 冗字、訂正符號及び訂正のために反覆する部分は字數に算入しない。 D 脱字は不足字數に算入しない。</p> <p>ロ 減点事項 1 送信 A 誤字、脱字、冗字、變形及び不正確字號 (誤びゆりのおそれあるもの) 一字につき 一〇点 B 標準字數に達しないもの 一字につき 一点 C 訂正 一ヶ所につき 〇、五点 D 手送字號不良のもの 一ヶ所につき 一点 E 訂正に際し正しく送信した語辭から反覆しないもの 一ヶ所につき 一点 F 各字及び各通の間隔不良のもの 一ヶ所につき 〇、一点</p> <p>2 受信 A 冗字及び不正確字體 (誤びゆりのおそれあるもの)</p>			

もの) 一字につき

一〇点

B 脱字 一字につき

二点

C 標準字數に達しないもの 一字につき 一点

D 訂正抹消 一字につき

〇、五點

E 書体不良 全体につき

一〇点以内

F 額表その他各欄の記載不良のもの 一葉につき

二点以内

G 文字挿入方不良のもの 一ヶ所につき

一点

H 誤字 一字につき

五點

三 合格基準

百点を満点とし、七十五点以上の

(附録第一號様式)

特殊無線通信士資格検定試験受験願書

本 箱

現住所

氏 名

生年月日

特殊無線通信士資格検定規程により検定を受けたと思いますので同規程第五條による書類を添えて出願致します。

年 月 日

行政主席

何 某 殿

者を合格とする。

第十條 學科試験の審査要項は、検定試験委員がその都度これを定める。

第十一條 検定試験委員は試験問題に基いて試験成績表(様式適宜)を作成しなければならない。

第十二條 行政主席は、前條による調書を審査して合格者を決定する。

第十三條 前條による合格者には、合格證書(附録第二號様式)を附與すると共に政府公報に氏名を掲載する。

附 則

1 この規程は公布の日から施行する。

2 郵便局職員電気通信術特別検定規程(一九五〇・五・三〇郵政廳公達第二號)は廃止する。

(附録第二號様式)

第 號

合 格 證 書

氏 名

右の者は特殊無線通信士資格検定規程による検定試験に合格した者であることを證明する。

年 月 日

行政主席

何 某

〇告示第十三號

家畜傳染病予防法第六條第一項により左記のとおり予防注射を施行する。

一九五四年一月九日

行政主席 比嘉秀平

村 名	注射の目的	注射予定頭數	液 量	費 施 月 日	人 員 備 考
宜野灣村	豚コレラ	頭數	液量	一月二〇日	六人
豚丹毒發生	ニ二三〇〇	丹	毒	一月二三日	

〇告示第十四號

當せん金附證券法(一九五三年立法第八號)第六條第一項の規定によつて、第四回復興賣くじの發賣条件等を次のとおり定める。

一九五四年一月九日

行政主席 比嘉秀平

- 一、名稱 第四回復興賣くじ
- 二、發賣者 琉球政府
- 三、受託機關 琉球銀行
- 四、發賣數 一〇〇、〇〇〇通

五、販賣總額 五、〇〇〇、〇〇〇圓  
 六、發賣期間 一九五四年一月二一日から同年二月二〇日  
 まで

七、發賣區域 琉球一團  
 八、證票金額 五〇圓  
 九、當せん金品の金額又は種類及び當せん數

等級	金額	當せん數
一等	三〇〇、〇〇〇圓	二本
二等	一〇〇、〇〇〇圓	五本
三等	一〇、〇〇〇圓	二〇本
四等	一、〇〇〇圓	一〇〇本
五等	一〇〇圓	一、〇〇〇本
六等	五〇圓	五、〇〇〇本
七等	二〇圓	二〇、〇〇〇本

一〇、抽せん期日 一九五四年二月二五日  
 一一、當せん金支拂開始日 一九五四年二月二六日

一二、政府から直接に購入した者、又はその相續人その他一般承繼人以外の者は、當せん金品を受領することはできない。  
 一三、何人も證票の轉賣はできない。

内政局告示

○内政局告示第三號  
 煙草消費税法第三條第二項の規定により、左記のとおり煙草納税済證印押捺省略を承認しましたから同法施行規則第一條第三項により告示する。  
 一九五四年一月一九日  
 内政局長 宮里 勝

記  
 一、納税済證印の押捺を省略する煙草の種類  
 米國製兩切煙草  
 二、煙草の品名  
 (ドミン)  
 三、規格、包裝  
 十本入開封箇所「RYUK Y.U.S. GOVERNMENT. TAX TOBACCO PAID」の證紙を貼付してある。

布 令

○琉球列島米國民政府布令第百二十三號(一九五四年一月一四日)  
 立法院議會解散中における事務の處理

琉球政府第一回立法院議會は、解散の宣言を受けた。  
 立法院事務局は、立法院議長の指示に基き、活動する旨琉球政府の法律に規定されている。依つて、こゝに左記のとおり指令する。

一、立法院の解散中、立法院事務局は議長の指示を待たずして、その必要と認める事務の處理にあたるものとす。

一、この布令は一九五三年十二月二六日から適用する。  
 民政副長官の命により發布する。  
 首席民政官  
 米國陸軍准將  
 チャールス・V・プラムリー

登記公告  
 琉球銀行支店廃止登記  
 一、名稱 琉球銀行  
 一、本店 那覇市東町壹丁目拾番地  
 壹九五叁年拾貳月拾五日附米國琉球民政府布令第百貳拾貳號に依り壹九五叁年拾貳月貳拾五日左の地の支店を移管に因り廢止す

一、奄美大島群島名瀬市伊津部 見里參拾番地參  
 一、奄美大島群島古仁屋町古仁屋九拾八番地の參  
 一、奄美大島群島和泊町和泊五百七拾八番地  
 一、奄美大島群島喜界町大字灣六拾番地貳  
 一、奄美大島群島龜津町龜津九百八拾六番地四

右壹九五四年壹月八日登記  
 本部登記所

合資會社變更登記  
 一、商號 合資會社北部運送店  
 一、本店 名護町大中區貳班  
 一、登記事由 壹九五叁年拾貳月貳拾五日無限責任社員全員の同意に依り有限責任社員屋良貴久子はその持分全部金拾萬圓也の内金五萬圓也を座間味榮金に金五萬圓也を新田宗俊に讓渡して退社し

兩人共之を讓受け有限責任社員として同日入社し有限責任社員我喜屋幸子はその持分全部金拾萬圓也の内金五萬圓也を島袋長春に金五萬圓也を上間安啓に讓渡して退社し兩人共之を讓受け有限責任社員として同日入社し右出資の目的價格及び履行を爲したる部分に付變更したので左記の通り登記を求む

一金五萬圓也 全部履行  
 今歸仁村仲宗根區拾班 有限責任社員 座間味榮金  
 一金五萬圓也 全部履行  
 名護町城區壹班 有限責任社員 新田 宗俊  
 一金五萬圓也 全部履行  
 羽地村田井等區六班 有限責任社員 島袋 長春  
 一金五萬圓也 全部履行  
 羽地村田井等區四班 有限責任社員 上間 安啓

右壹九五四年壹月四日登記  
 名護登記所

株式會社變更  
 一商號 琉球銀行  
 一本店 那覇市東町壹丁目拾番地  
 壹九五三年拾貳月拾五日附米國琉球民政府布令第百貳拾貳號に

因り壹九五叁年拾貳月貳拾五日  
左の地の支店を移管に因り廢止  
す

- 一 奄美大島群島名瀬市伊津郡見里參拾番地の參
- 一 奄美大島群島古仁屋町古仁屋九拾八番地の參
- 一 奄美大島群島和泊町和泊五百七拾八番地
- 一 奄美大島群島喜界町大字灣六拾番地の貳
- 一 奄美大島群島龜津町龜津九百八拾六番地

右壹九五四年壹月七日登記

與那原登記所

合資會社解散

- 一 商號 合資會社燕タクシ
- 一 本店 與那原町森下區壹號

壹九五叁年拾貳月參日總社員の同意  
に因り解散す

右壹九五四年壹月七日登記

與那原登記所

人 事 異 動

經濟企畫室勤務を命ずる。  
具志堅雄義

經濟局開拓課勤務を命ずる。  
徳田 順英

願により本職を免ずる。  
宮古南輝園 伊波 和子

(以上十一月二十一日付)  
宮古保健所 豊見山芳子

和光 照幸 武信  
沖繩愛樂園 森 美代子

新田 富子  
願により本職を免ずる。  
(以上十一月三十日付)  
上原扶美子

内政局主税課勤務を命ずる。  
玉城 範夫

内政局用度課勤務を命ずる。  
伊禮 吉彦

内政局出納課勤務を命ずる。  
安村 新喜

那覇保健所勤務を命ずる。  
經濟局 松田 柳春

願により本職を免ずる。  
知花 繁助

勞務事務所讀谷出張所勤務を命ずる。  
小宮山幸子

金武保養院勤務を命ずる。  
官良 藤子

(各通) 大山 テエ

八重山中央診療所勤務を命ずる。  
平良 惠廣

八重山刑務所看守部長を命ずる。  
友利 玄昇

宮古刑務所看守部長を命ずる。  
嶺山 國吉

(各通) 武宮 義哲

工務交通局郵便經理課を兼ねて命ずる。  
山下 和也

(各通) 盛岡 幸夫

工務交通局郵務課を兼ねて命ずる。  
園 忠市

(各通) 叶 貞隆

久林 辰良  
工務交通局土木課を兼ねて命ずる。  
俊 金光

工務交通局電力課を兼ねて命ずる。  
磯野 富成

(各通) 工務交通局 山本 國彦

勝野 久一

沖島 榮治

西仲 里

伊藤 正信

長野 善三

日高 谷茂

有島 進

箕輪 清三

和重 文

兼子 豊秀

保井 茂成

川邊 隆盛

名瀬通信工事局を兼ねて命ずる。  
奥園八重子

(各通) 工務交通局 要 國夫

田原 廣數

内山 忍

有川 純一

葛正 弘

林山 徳次

譽山 光雄

境光 代

東天城局を兼ねて命ずる。  
佐多 貞夫

屋仁局を兼ねて命ずる。  
津村昌興喜

與論局を兼ねて命ずる。  
比嘉 盛幸

胡差保健所勤務を命ずる。  
池原 豊榮

恩納局勤務を命ずる。  
山城 宗俊

本部局勤務を命ずる。  
比嘉 信也

屋部局勤務を命ずる。  
外間 輝子

官房文書課勤務を命ずる。  
(各通) 古波津文字

親泊 文字

沖繩愛樂園勤務を命ずる。  
東江 里子

南大東局勤務を命ずる。  
吉平 文雄

社會局社會福祉課勤務を命ずる。  
法務局次長 古堅 宗徳

法制課長事務取扱を兼ねて命ずる。  
(各通) 川畑 秀志

松岡 義信

田畑 明延

叶 生彰男

前田 宏志

勞働課査査駐在を命ずる。  
(各通) 大山 清二

<p>坂田 元操 富田 義博 大山 實一 上原幸太郎 波照間 徹 宇久里智冒 大村 永喜 下地 茂</p> <p>漁業監督官を命ずる。 漁業監督官を解く。 以上十二月一日 (各通)</p> <p>経済局協同組合課勤務を命ずる。 (以上十二月二日付)</p> <p>内政局管課財勤務を命ずる。 醫師 奥平 朝一 那覇保健所勤務を命ずる。 (十二月七日)</p> <p>八重山地方廳 新垣 信行 八重山地方廳庶務係長を命ずる。 伊原間安件 八重山廳庶務係長を解く。 徳永 篤夫 檢察廳奄美支部を兼ねて命ずる。 奄美地方廳 白原・徳雄 " 藤原 英徳 " 重田 和男 " 元井政太郎 奄美地方廳經濟課勤務を命ずる。 宮平八重子 牧志局勤務を命ずる。 渡嘉敷通仁 嘉手納局勤務を命ずる。 狩保 定壽</p>	<p>宮古中央郵便局勤務を命ずる。 (各通)</p> <p>琉球税關勤務を命ずる。 喜友名善徳 經濟局畜産課勤務を命ずる。 中 島 亨 大城喜代子 經濟局開拓勤務を命ずる。 高良 亀友 植物防疫所勤務を命ずる。 (以上十二月十日付)</p> <p>宇根テル子 豊見山芳子 大島中央病院 昇 順子 願により本職を免ずる。 (十二月十五日)</p> <p>長濱平八郎 工務交通部郵務課勤務を命ずる。 介輔 上地 朝教 古字利診療所勤務を命ずる。 (十二月十七日)</p> <p>山城 タケ 沖繩海難審判委員會 願により本職を免ずる。 (十二月十九日)</p> <p>内政局 松浦 政弘 " 柏 達 朗 " 吉岡 初巳 " 碓山 幸男 " 水岡 透 琉球税關名瀬支署勤務を命ずる。 統計部 名嘉山兼真</p>	<p>社會局労働課勤務を命ずる。 (各通)</p> <p>早川 翰祐 山田 喜雄 税關名瀬支署勤務を命ずる。 内政局 與倉 富寛 奄美地方廳主計課勤務を命ずる。 (以上十二月二十日付)</p> <p>根間まつ子 宮古南博園勤務を命ずる。 (十二月二十一日)</p> <p>森田 真弘 水産研究所長を兼ねて命ずる。 豊田 茂樹 水産研究所奄美支所長兼水産研究所長 を兼ねて命ずる。 河内 亨 檢察廳奄美支部勤務を命ずる。 統計部 作田 高良 願により本職を免ずる。 (以上十二月二十二日付)</p> <p>新垣 正則 宮城 喜一 那覇中央電報局勤務を命ずる。 (各通)</p> <p>島田 次郎 長田 隆 岡野 幸庸 新垣 盛良 名瀬測候所勤務を命ずる。 (以上十二月二十三日付)</p> <p>比嘉 秀博 宮里 耕 富名腰尚友 山川 泰邦</p>	<p>真榮田義見 嘉陽 安春 仲村 兼信 瀬長 浩 都市計畫審議會規則第五條第一次第二 號に基く委員を命ずる。 (各通)</p> <p>城間 康昌 大城 謙吉 阿波根直英 泉 正重 都市計畫審議會規則第五條第一次第三 號に基く委を委嘱する。 (各通)</p> <p>嘉手納並水 安次富長昌 都市計畫審議會規則第五條第一次第四 號に基く委員を委嘱する。 (各通)</p> <p>富原 守保 金城 清松 福地 保仁 上原 敬和 仲宗根仙三郎 都市計畫審議會規則第五條第一次第五 號に基く委員を委嘱する。 大見謝恒順 山里 智常 都市計畫審議會規則第十三條に基く幹 事を命ずる。 (以上十二月二十四日付)</p> <p>泉 有平 經濟企畫室事務取扱を解く。 富名腰尚友 經濟企畫室事務取扱を兼ねて命ずる。 (各通)</p> <p>砂川 隆 知念 政意</p>
---	---	---	--

具志堅政富

那覇中央電報局勤務を命ずる。

瀬長 浩

移民調整官を命ずる。

新垣 良公

移民調整官瀬長浩の出張中移民調整官

代理を命ずる。

(以上十二月二十九日付)

官房 大灣 朝貞

願により本職を免ずる。

(十二月三十一日)

発行所

行政主席官房文書課

中丸印刷所印行